

JENESYS2.0 及び北米地域との青少年交流に基づく 招へい・派遣実施に係るガイドライン

平成25年3月策定
外務省アジア大洋州局
北米局

【本ガイドライン策定の趣旨】

JENESYS2.0 及び北米地域との青少年交流（以下「青少年交流」という。）では、日本経済の再生に向けて、アジア大洋州地域との青少年交流によって、我が国に対する潜在的な関心を増進させ、訪日外国人旅行者の増大を図り、将来の世代を担う青少年に対して、クール・ジャパンを含めた我が国の強みや魅力等の日本ブランド、日本的な「価値」への国際理解の増進に資することを目的として、平成25年からアジア大洋州地域にて新たに3万人の青少年交流をすることが予定されている。交流行事や視察先の選定、ホームステイ先の確保等を含む実際の招へい及び派遣のアレンジは、予算拠出先の機関（以下「拠出先機関」という。）から委託を受けた多数の団体によって実施されることが想定されることから、事業の一貫性を確保し、その効果的実施を図るために、実施団体が本件事業を実施するに当たってのガイドラインを策定するものである。

なお、拠出先機関が事業を直接実施する場合についても、原則として本件ガイドラインを適用することとするが、拠出先機関が直接実施することに起因する事情により本件ガイドラインの適用が必ずしも適当でないと判断される場合は、当該拠出先機関は、対応ぶりについて外務省に適宜相談することとする。

1. 招へい・派遣の実施体制

- (1) 外務省は、事業経費を ASEAN 事務局、(財)日中友好会館、中華経済研究院、日韓学術文化青少年交流共同事業体、南太平洋大学、SAARC 事務局、日米教育委員会、カナダ・アジア太平洋財団等の国際機関等に拠出するとともに、招へい及び派遣方針を提案・協議する。
- (2) 拠出先機関は、招へい及び派遣方針に基づく具体的な日程の作成、視察先の選定、交通手段・宿舎・食事・ホームステイ先の手配、オリエンテーションの実施、交流行事の企画等を始めとする招へい及び派遣の準備及び実施に係る具体的な作業につき、自ら実施するか、又は必要に応じて実施団体に委託若しくは協力を依頼する（実施団体の選定等については別途決定。）。拠出先機関による実施団体の選定に際しては、当該拠出先機関の要望に基づき、外務省から必要な情報提供及び支援を行う。

- (3) 拠出先機関から事業実施を委託された実施団体が、事業全体の実施をさらに別の国内団体に再委託することは、原則として認めない。真にやむを得ない事情で事業全体を再委託する必要がある場合は、拠出先機関及び外務省の同意を条件としてこれを認める。
- (4) 外務省は、拠出先機関との連絡調整、財源の管理、対象国との連絡調整を含む本件交流計画全体の総合調整を行う。関係機関(文部科学省、総務省等)に対しては、実施団体による交流行事、地方視察、学校受入れ先やホームステイ先の確保及び学生の派遣等のアレンジを円滑化する観点から、所管の教育委員会や地方公共団体等を通じた協力を要請する。

2. 対象者

- (1) 招へい・派遣事業の対象者は、原則として中学生・高校生・大学生とする。これら青少年の付添いが必要となる場合は、必要な範囲内で教員、指導員等の参加も認める。中学生・高校生・大学生以外の者については、事業目的に照らし合わせ、ケース・バイ・ケースで検討するので、実施団体は前広に外務省に相談する。
- (2) 招へい・派遣の効果を高めるため、過去に日本政府の招へい・派遣事業による訪日・派遣歴のない者を優先する。
- (3) 招へい対象者の選定に際しては、相手国関係機関及び我が国在外公館等と緊密に連携し、可能な限り当該相手国関係機関HPの活用や各招へい国の然るべき組織における統一バナーの下で、広く当該国の優秀な青少年の募集・人選が行われるよう、適切な基準を設定することとする。実施団体は、各プログラムにおける人選方法を拠出先機関及び外務省と相談し、選抜を行う。
- (4) 派遣対象者の選定に際しては、相手国関係機関と緊密に連携し、要すれば、外務省HPのバナーの下で、広く国内の優秀な青少年の選抜を行う。
- (5) 国籍をめぐる扱いについては以下のとおりとする。
 - ア 招へいの場合
 - (ア) 原則として、当該事業の招へい対象国・地域に居住している実態を有し、かつ当該国・地域の国籍等を有する青少年を招へい対象とする。
 - (イ) ただし、シンガポール、豪州、ニュージーランド、カナダ、クック諸島、ニウエ及びマカオ等のように、外国籍を有するが、居住国・地域の永住権等を有するなど、その国・地域の社会の一員とみなし得る市民が居住するケースも見られるところ、上記(ア)に該当しない青少年が招へいの対象となることも排除しない。実施団体は(ア)に該当しない青少年が本件の対象に含まれることを認知した場合、前広に外務省に対し協議を求めることとする。なお外務省は、その対象者が居住国・地域の永住権を証明し得る有効な公的証明書を有するなど、その国・地域における社会の一員とみなし得ることを確認した上で、招へい対象とすることにつ

き、その都度個別に決裁書をもって判断する。

イ 派遣の場合

原則として、日本国籍を有する青少年及び日本の永住権を有し、かつ日本に居住する青少年を派遣対象とする。ただし、実施団体は派遣される青少年が後者の場合に当たることを認知した場合、前広に外務省に対し協議を求めるとする。なお、外務省は、その対象者が日本の永住権を証明し得る有効な公的証明書を有することを確認した上で、派遣対象とすることにつき、その都度個別に決裁書をもって判断する。

3. 期間・態様

10日程度の短期滞在を中心としたプログラムとする。

4. 招へい・派遣事業の内容

- (1) 招へい事業においては渡日前及び本邦到着後、派遣事業においては離日前及び訪問先到着後に、実施団体(場合によっては在外公館等)は、オリエンテーションを実施し、参加者に対して本件計画の趣旨を周知徹底する。
- (2) 「日本経済の再生に向けて、アジア大洋州地域及び北米地域との青少年交流によって、我が国に対する潜在的な関心を増進させ、訪日外国人旅行者の増大を図り、将来の世代を担う青少年に対して、クール・ジャパンを含めた我が国の強みや魅力等の日本ブランド、日本的な「価値」への国際理解の増進に資する」との趣旨を踏まえ、本事業では、最大限の経済効果が発現できるよう訪問地を選定するとともに、内容面においても日本経済の再生に資するプログラム構成となるよう工夫する。
- (3) 利用する航空会社は、原則日系企業とするが、各国の状況に応じて、日系企業と当該国企業間の共同運行便についても認めることとする。

5. 保険

実施団体は、本件プロジェクトの参加者全員について、以下の保険金額の旅行傷害保険への加入手続を行う。その際、同保険に賠償責任保険を付帯する。加入期間は、自国又は本邦の自宅出発から同地への帰着までの期間とする。

傷害死亡	1,000万円
後遺障害	1,000万円
傷害治療	1,000万円
疾病治療	1,000万円
救援者費用	300万円

6. ロゴの使用【アジア大洋州局部分】

参加者同士の一体感及び広報効果の観点から、JENESYS2.0のロゴを適宜使用することとする。

7. 危機管理

実施団体は、招へい及び派遣事業の実施に当たり、病気や事故の際の連絡・ケア体制やカウンセリング体制を構築するなど万全の危機管理に努める。自然災害や感染症等により参加者に危険が及び、事業実施国の安全が確保できないと判断される場合には、実施団体は、緊急事態等やむを得ない場合を除き、拠出先機関及び外務省に対して事業を続行するか否かにつき協議を行い、その結果により参加者を当該国から避難させる等必要な措置をとる。

8. 個人情報の扱い

事業の実施を通じて得られた個人情報(名前、生年月日等)について、拠出先機関、関係国及び実施団体は、その漏洩や紛失、損害等を防ぐために必要な措置をとり、事業終了後も当該個人情報を本件事業の関係者以外の第三者等のいかなる人物にも提供しない。ただし、我が国又は招へい・派遣対象国の関係当局がそれぞれの国内関連法に基づき開示要請を行う場合は、この限りではない。

9. 事業のフォローアップ（詳細については、「フォローアップ実施要領」を参照。）

- (1) 招へい・派遣実施後、参加者へのアンケート、相手国・地域関係者への意見聴取等を行い、招へい・派遣効果の把握に努めるとともに、以後の事業改善に活用する。
- (2) 交流事業後、できる限り多くの参加者が情報発信を継続することが重要であると考えており、事業実施直後及び事業終了後、定期的にアンケートを行うので、実施団体は、参加者の募集に当たり、この旨を参加希望者に周知する。
- (3) 在外公館が本件事業のフォローアップを行うために、実施団体は、訪日グループが帰国次第できるだけ早いタイミングで、参加者リスト(連絡先を含むもの、E-mailアドレス必須)、招へい期間中の様子を記録した写真を含む英語(ただし、中国・台湾及び韓国については現地語又は日本語)のデータを外務省及び対象国の在外公館の青少年交流担当官宛てに送付する。事業実施後、中長期的なフォローアップを行う観点から各実施団体は、参加者に対して事業実施後、一定期間、連絡先、学校変更、就職等に変更が生じた場合、当該実施団体等に届け出るよう協力を求めるなどして情報把握に努める。在外公館は、参加者をリスト化し、在外公館での文化行事への招待や日本留学の呼びかけ等を通じて、事業のフォローアップに努

- めるとともに外務省に随時リストを提出する。
- (4)実施団体は、派遣事業についても参加者リスト(連絡先を含むもの、E-mail アドレス必須)等を外務省に提出する。
 - (5)実施団体は、HP や Facebook 等を活用し、事業の様態等を発信する。また、参加者にその HP や Facebook 等の URL を共有し、友人や家族に閲覧を推奨するよう働きかけるとともに、在外公館や実施団体がブログ等を運営している場合、無理のない範囲で被参加者に日本での体験や日本の魅力について書き込みを行うよう奨励する。また、可能な範囲で、それぞれの国・地域で利用されているソーシャルメディア(Facebook 等)でも広く発信するよう奨励する。
 - (6)派遣事業については、参加青少年が帰国後に派遣元となる学校又は公共の場において報告会を行うこと、ポスター等に経験談及び写真等を掲載したものを校内の掲示板に掲載すること等によって経験を共有することを参加条件として課する。また、多くの参加者が日本の魅力を発信し続けることが極めて重要であるところ、外務省 HP に設ける青少年交流ページへの投稿を含め SNS 等インターネットツールを用いた情報発信、広報誌・日本関連書籍等への寄稿、学校行事等を通じた草の根レベルでの情報発信などを行うことを参加条件とする。
 - (7)実施団体は、事業実施後、参加者に情報発信の状況についてできる限り数値(例えば、発表の場であれば、発表の場への参加者数など)を含めて聴取し、事業報告書に含める。

10. 予算・実施管理

- (1)実施団体は、個別事業毎の事業開始前に事業の全体計画書及び予算書の写しを外務省に提出する。
- (2)実施団体(拠出先機関が事業を直接実施する場合を除く。)は、全事業の実施終了後、60日以内に最終事業報告書及び会計報告書を拠出先機関に提出する。また、事業の実施期間中に進捗報告書を適宜拠出先機関に提出する。
- (3)実施団体の運営管理費は、航空賃を除く経費の7%を上限とする。
- (4)人件費の扱いについては、本件事業実施における「追加要員経費に関する事務処理マニュアル」による。
- (5)予算書、会計報告の作成に当たっては、実施団体用の統一した予算項目(別途作成)を使用する。なお、予算書、会計報告の作成に当たっては、国内で消費される金額と海外で消費される金額は分けて記載する。
- (6)全事業の実施終了後に、残金が出た場合には、実施団体(拠出先機関が事業を直接実施する場合を除く。)は、90日以内に運営管理費を除く残金を拠出先機関に返還する。
- (7)派遣事業参加者の集合場所までの交通手段については、参加者負担とする。

11. 本ガイドラインの改定

本ガイドラインは、事業実施の状況を踏まえ、必要に応じて改訂する。

12. その他

- (1) 本件ガイドラインで想定されていない事案等が生じた場合は、関係機関(実施団体・相手国政府・在京大使館・在外日本大使館及び拠出先機関)と協議の上で解決策を決めることとする。
- (2) 台湾との関係では、9. (3). (5)及び 12. (1)における我が国の在外公館に相当する箇所は、交流協会台北事務所及び高雄事務所と読みかえる。

(了)